

## 緊急信用保証制度の倒産防止効果—特別信用保証制度と比較して—

同志社大学大学院 内木栄莉子

2008年9月のリーマン・ショックを契機として世界同時不況が進行する中、政府は中小企業の資金繰りの円滑化および経営の安定化を目的として、様々な中小企業支援策を講じた。そうした支援策の一つとして、緊急信用保証制度が2008年10月から2011年3月末まで実施された。この緊急信用保証制度は、1997年の金融危機に伴って生じた銀行による貸し渋りへの対応を狙いとして1998年10月から2001年3月まで実施された特別信用保証制度を範として導入されたものである。

特別信用保証制度の中小企業経営の安定化効果あるいは倒産抑制効果に関しては多数の研究成果が報告され、現在までの所、特別保証の利用拡大は中小企業向け貸出の拡大を媒介として倒産率を引き下げたが、その効果は一時的なものにとどまったという見方が支持されている。また、緊急保証制度についてもいくつか研究成果が報告され、メインバンクが制度を悪用するようなモラルハザードが起こっていたと結論づけられることが多い。

本報告は、こうした先行研究成果を踏まえて緊急信用保証制度および特別信用保証制度のそれぞれが企業倒産に与えた影響を実証的に比較・検討することにより、緊急信用保証制度の倒産防止効果を検証することを目的とする。両制度が実施されていた時期を含む1994年度から2009年度を推定期間とし、都道府県別パネルデータを使用して分析した。

その結果、特別信用保証制度に関しては、特別保証制度と通常的一般保証制度の両方による効果が、企業倒産に対してマイナスの影響を与えていたことが分かった。それに対して、緊急信用保証制度に関しては、緊急保証制度と一般保証制度の両方による効果と企業倒産との間には有意な関係は見られなかった。つまり、緊急信用保証制度が実施された期間については、通常信用保証制度も含めて信用保証制度全体として中小企業の倒産を防止・抑制する働きがあったことは統計的に確認されなかった。報告では、この相異なる推計結果についての解釈を信用保証制度の実際との関係で提示したい。

### <参考文献>

竹澤康子・松浦克己・堀雅博、「中小企業金融円滑化策と倒産・代位弁済の相互関係—2 変量固定効果モデルによる都道府県別パネル分析—」、『経済分析』176号、内閣府社会総合研究所、2005年。

Ono Arito, Uesugi Iichiro, and Yasuda Yukihiro (2011) “Are Lending Relationships Beneficial or Harmful for Public Credit Guarantees? Evidence from Japan’s Emergency Credit Guarantee Program”, RIETI Discussion Paper Series 11-E-035, The Research Institute of Economy, Trade and Industry.